

辻 由希 東海大学政治経済学部教授

イギリスのメイ首相が2018年に、孤独担当大臣を任命したことは世界から注目を集めた。イギリス政府は孤独が公衆衛生に関わる政策課題であるとし、エビデンスに基づいた政策づくりのために孤独の指標化を行ってきた(阿部・寺田・越前2019)。

日本でも2021年2月12日、孤独・孤立対策の担当大臣が任命された。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策が長期化し、失業や将来への不安、人との交流機会の減少、家庭に閉じ込められることによる家事育児の負担の偏りや暴力の増加など、さまざまな要因によって精神的な不調を感じたり、追い詰められた気持ちになる人が増えていることに危機感をもつ与野党議員からの要請に応える形となった。

日本における社会問題としての孤独への注目は、震災後の仮設住宅や高齢者の孤独死がきっかけとなった。その後、長引く不況による若者の不安定な雇用問題がクローズアップされると並行して、「引きこもり」といわれる状態にある人がいるということにも光があたった。当事者やその家族、自治体の福祉専門職、地域団体、NPOなどにより、孤立し課題を抱えているのに制度的な福祉につながりにくい人びとへのアプローチの方法が模索されてきた。日本型福祉レジーム論の観点からいえば、生活保障の多くが家族によって担われている(担わざるを得ない)「家族主義」といわれる特徴こそが、当事者やその家族らの困難を見えにくくしているし、さらに「男性稼ぎ主型」といわれるように男性の雇用を重視する発想のために、「引きこもり」のなかでも女性はさらに不可視化されてきた。

一方、国際社会では1990年代頃から孤独に関連する政策がいくつか登場・発展してきた。筆者がみるところ、孤独対策につながる政策潮流として次の3つを指摘することができるように思われる。第一に社会的排除という概念、第二にソーシャル・キャピタル(社会関係資本)論、そして第三に幸福度への注目である。

第一に、イギリス、フランスでそれぞれ発展した社会的排除という概念は、EUの社会政策にも影響を与えてき

つじ ゆき

2011年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))。専門分野はジェンダー政治論、福祉国家論。

著書に『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』(2012年、ミネルヴァ書房)、論文に「自民党の女性たちのサブカルチャー—月刊女性誌『りぶる』を手がかりに—」(田村哲樹(編)『日常生活と政治—国家中心的政治像の再検討』岩波書店、6章)、「女性首長のキャリアパスと政策」『都市問題』110巻(2019年1月)など。

た(福原2006、細井2018)。社会的排除概念は、社会政策における福祉政策と雇用政策の連携を再検討させる契機となった。失業を単に生計手段の喪失と捉えるのではなく、社会とのつながりから切り離され、社会的な地位を失った状態と捉えることで、福祉から労働へというEU社会政策の転換を正当化してきた。この転換は結局のところ条件付きの福祉、福祉切り下げではないのかという懸念がある。他方で、社会的市民権を金銭給付に還元せず、社会のなかで承認されて生きることの重要性に目を向けさせたという意義もある。

二つ目はソーシャル・キャピタル論である。ロバート・パットナムが1993年の著作で提示した、社会における人と人との関係性(ネットワーク)や信頼の性質が経済や行政パフォーマンスに影響を与えるという仮説は、学術界だけでなく実務家からも大きな反響を呼んだ(Putnam 1993)。世界銀行がソーシャル・キャピタルの効果を検証し、開発援助のプログラムとして取り入れた。また先進国についても、パットナムが次の著作でアメリカの市民社会の変質について“Bowling Alone”(孤独なボウリング)という印象的なタイトルを用いて描写したように、市民的紐帯の減少が危機感をもって指摘された(Putnam 2000)。

三つ目が幸福度への注目である。幸福度の研究は心理学などで以前から行われてきたが、2010年代に入って国際機関による国別ランキングが公表されるようになり、一般的な認知度が一気に高まった。パットナムは社会関係資本を個人ではなく社会に帰属し、長期的に蓄積されるものと考えており、個人の主観的孤独や幸福それ自体に関心はなかった。しかし社会全体の幸福度が注目されると、孤独や社会関係資本との因果関係の有無も問われるようになる。個人レベルでの主観的な幸福度と孤独感に相関があることは確認されている一方、国・地域レベルでの幸福度に社会関係資本が影響を与えるのかどうかが議論となっている(小塩2016)。

以上のように見てくると、孤独の政策課題化に関しては当事者やその家族、支援者が自治体や政府に対策や支援

を求めるというボトムアップのベクトルと、社会全体の対人ネットワークの多寡や性質をマクロにとらえ、何らかの方法でネットワークの増加(再構築)を促そうとするトップダウンのベクトルの両方が交差しているように見える。

後者のベクトルからの孤独の政策課題化に対しては、人びとの結ぶ個人的・自発的な関係や個人の主観に対して政府が介入すべきなのだろうかという疑問や批判が当然生じるだろう。「人口」としての国民の健康、生死の管理を行う近代国家を「生政治」という概念で喝破したのはフーコーであったが、その延長線のうえに国家はさらに他者との関わりや感情までもコントロールしようとしているのではないかという懐疑的な見方もできる。他方で、孤独への注目は、所得やケアの不足など客観的基準によって再分配やサービスの給付対象を選んできた社会政策のデザインに再考を迫る。たとえば同居家族がいるから支援の優先度は低くて良いという想定をいったん取り払って見なければならぬからである。

このような両義性をもつテーマであることを念頭に置きつつ、本特集では孤独ということがなぜ、どのように政策課題となったのか、また孤独が政策課題となることで、何が可視化され、何が変わり、何が変わらないのか、あるいはこれまでの孤独対策の限界や問題点等を各論者のご専門・フィールドに沿って論じていただいた。■

《参考文献》

- 阿部正人・寺田誠・越前聡美 2019 「近年のイギリスにおける孤独への取り組み—“指標化”に焦点をあてて—」、『福祉社会開発研究』11巻、91-101頁。
- 小塩隆士 2016 「ソーシャル・キャピタルと幸福度」、『ソーシャル・ウェルビーイング研究論集』2号、19-33頁。
- 福原宏幸 2006 「社会的包摂政策を推進する欧州連合—そのプロセスと課題—」、『生活経済政策』115巻、14-17頁。
- 細井優子 2019 「EUの社会政策にみる社会的排除」、『政治・経済・法律研究』21巻2号、85-102頁。
- Putnam, Robert D. 1993. *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.
- Putnam, Robert D. 2000. *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon & Schuster.

「孤独対策」という政策課題と イギリスの取り組み

濱田 江里子

千葉大学大学院社会科学研究院特任研究員

はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの社会生活の様々な面に大きな影響を与えている。在宅勤務や不要不急の外出自粛要請が長引くなかで、深刻となっているのが、他者との交流が少なくなることで感じる孤独の問題である。日本では2020年7月以降の自殺者数が、前年同月比で5ヶ月連続増加しており、孤独と自殺者数の増加の因果関係を指摘する声もある。こうした状況に対し、自民党の若手議員有志は2021年1月に孤独対策を検討する勉強会を立ち上げ、総合的な対策をまとめ、政府への提言を行うことを打ち出した¹。そして同年2月には菅義偉首相が、坂本哲志少子化担当大臣を新設する孤独・孤立対策の担当とすることを発表した²。

孤独の解消に向けた取り組みは、イギリスが一步先行している。2018年1月にイギリスの保守党

党首のテリーザ・メイ首相(当時)は、孤独を現代の公衆衛生における最大の課題だとし、孤独担当大臣 (Minister for Loneliness) というポストを世界で初めて設置し、注目を集めた。初代大臣にはスポーツ・市民社会担当政務次官のトレーシー・クラウチを任命し、省庁横断的に孤独の解消に向けて取り組むことを表明した。大臣ポスト設置のきっかけは、2017年12月にジョー・コックス孤独問題対策委員会(後述)が公表した最終報告書『孤独との闘い—対話の積み重ね、アクションに向けた呼びかけ』にある。同報告書は、孤独はすべての年齢層、社会的立場の人に影響を与えており、国内の成人の900万人以上が常にあるいは頻繁に孤独を感じ、それは1日にたばこを15本吸うことと同じくらい健康に害を与え、雇用主に年間25億ポンドの損失を生じさせているとした(Jo Cox Commission on Loneliness 2017)。

孤独は孤立(isolation)と関連して論じられることが多いが、前者が個人の主観的な感情を捉えるのに対し、後者は物理的な状況を示す言葉であり、両者は区別されるものである。イギリスではこうした個人の感情を社会政策の対象として、孤独の解消に向けた取り組みを進めてきた。そこで本稿ではまずイギリスで孤独の解消がなぜ、どのように政策課題となったのかを概観し、取り組みの特徴を整理する。そしてこうした動きはイギリスの福祉国家改革の文脈のなかでどのように位置づけることができるのかを検討し、日本への含意を考えたい。

はまだ えりこ

上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。博士(法学)。上智大学法学部特別研究員等を経て、現職。著書に『社会への投資—〈個人〉を支える、〈つながり〉を築く』(共著、岩波書店、2018年)、『知識基盤型経済における社会保障—社会的投資国家の可能性』『思想』第1156号(岩波書店、2020年)、『若者の『自立』支援とは—日本とイギリスの若者政策における能動化と承認』『千葉大学法学論集』第31巻第2号(2016年)など。

孤独担当大臣の誕生まで

イギリスで孤独が政策課題として注目を集めるようになったきっかけには、2016年6月に欧州連合からの離脱をめぐる国民投票の直前に極右思想を持つ男性によって殺害された、労働党のジョー・コックス議員の存在がある。2015年の総選挙でイングランド地方の北部ウエストヨークシャー州バトリー・アンド・スペン選挙区から選出されたコックスは、大学進学時の自らの体験や選挙区での活動を通じ、誰もが孤独を感じることもあり、その影響が長期に及ぶことを憂慮していた。そのためコックスは下院議員に当選後、保守党のシーマ・ケネディ議員と共に超党派の孤独委員会を立ち上げた。同委員会は、慈善団体、民間団体、中央政府が一体となり孤独問題への世論喚起と政策的な取り組みに向けて2016年から1年間の活動を行う予定だった。

2016年6月のコックスの死後、同委員会は彼女の遺志を引き継ぎ、名前をジョー・コックス孤独問題対策委員会と改称し、ケネディと労働党のレイチェル・リーブス議員が共同で主導する形となった。両者のリーダーシップのもと、同委員会は13の慈善団体と協力し、孤独を経験したことがある人びとへの聞き取りを行い、孤独が個人のライフサイクルや社会全体に与える影響を調査した結果をまとめ、前述の最終報告書として公表した。

最終報告書は政府に対し、3つの鍵となる領域で行動を起こすことを求めた。一つ目は国がリーダーシップを発揮し、全ての年齢層を対象とする孤独対策の戦略を打ち立て、大臣ポストを設置し、政策形成にあたっては家族テストを取り入れることを要請した³。二つ目は全ての年齢層における孤独の把握に向けた指標の確立であり、国の主要な調査に孤独に関する指標を含めること、年度ごとの報告書の公表、孤独への有効な取り組みに関するエビデンスの発見と蓄積を挙げた。三つ目はアクションの促進として、新しい取り組みの発掘、コミュニティの取り組みを支援するための資金援助、既存の有

効性が高いとみられる取り組みの拡充である。孤独であることを認めるのは恥ずかしいというスティグマを弱め、誰もが支援を求められるよう、こうした取り組みを進めるには、国だけでなく、地方自治体の首長、公共セクター、民間企業、地域社会、慈善団体が協働することが不可欠だとした。

孤独をどう捉えるか—指標化

こうして2018年1月に誕生した孤独担当大臣であるが、それでは次にこの間の孤独対策をめぐる動きを確認しよう。まず個人の感情である孤独の問題をどのように把握するのかという点から見ていきたい。2018年6月にデジタル・文化・メディア・スポーツ省と市民社会事務局は、地方議会、慈善団体、専門家、地域のボランティア組織らに、今まで各団体が行ったことがある孤独の解消に向けた取り組みのうち、有効だったアプローチや知見の共有を呼びかけた。この結果と今後の政府の取り組みを戦略としてまとめたものが、同年10月に公表された報告書『つながりのある社会—孤独への取り組みに向けた戦略、変化のための基盤づくり』である(HM Government 2018)⁴。同報告書は、孤独の解消に向けた取り組みが有効に機能するためには、誰が最も孤独に直面するリスクが高いのかを正確に把握し、孤独を測定するための一貫した手法と効果的な介入方法に関するエビデンスが重要だとした。

孤独を測定する指標の開発を担ったのは、国家統計局である。同局は2018年1月にメイ首相から指標開発の任務を命ぜられ、省庁横断的な政府組織である孤独対策チームと孤独の測定と分析の専門家集団である孤独テクニカル・アドバイザー・グループと共同で、孤独の作業用の定義、指標開発における最適な基準とデータ収集を行った。同年12月に公表した報告書『孤独の国内測定2018』は、既存の社会調査のレビューや独自に実施した孤独に関する認知テストの結果から、間接的および直接的な孤独を測るための指標を提唱した(Office for National Statistics 2018)。

具体的には間接的な孤独は、①どのくらいの頻

度で人づきあいが不足していると感じるか、②どのくらいの頻度で仲間外れにされていると感じるか、③どのくらいの頻度で他者から孤立していると感じるかとの3項目から、直接的な孤独にはどのくらいの頻度で孤独を感じるかという質問を行い、それぞれに対し与えられている回答カテゴリから該当するものを選ぶ形式となっている（Office for National Statistics 2018: 59-60）。前者はUCLA孤独感尺度の3項目スケールを、後者はコミュニティ・ライフ・サーベイ（CLS）の質問を採用しており、両者を用いるアプローチはすでに英国縦断的高齢化調査（ELSA）で用いられている⁵。既存の調査項目の応用と精緻化を行うことで、すでに得られているエビデンスも利用し、より早く有益な示唆が得られることに重点を置き、回答者の社会とのつながり、自覚的な孤立、孤独を感じるかを自分で報告できる仕様にすることで主観的な孤独の分析を可能とした（阿部・寺田・越前2019）。

孤独対策のための基金の創設

次に孤独対策を実際に進めていく上で、どのような財政支援が取られたのかを概観する。2018年6月にメイ首相は、孤独の解消に取り組むボランティア団体、慈善団体、地域コミュニティに対し、新たに創設したつながりづくり基金（Building Connections Fund）への1150万ポンドを含む2000万ポンドの財政支援を表明した。同基金は、中央政府が550万ポンド、宝くじを原資にボランティアやコミュニティに助成を行うビッグ・ロタリー基金が500万ポンド、貧困や社会的排除が著しい地域や若者への支援を行っている慈善団体であるコープ財団が100万ポンドを出資し、三者による官民パートナーシップとして創設された⁶。このうち、およそ900万ポンドは3万ポンドから10万ポンド規模の助成金として慈善団体や地域コミュニティに与えられ、残りの200万ポンドは8歳から25歳の子どもや若者の支援を行っている団体を対象とすることとなった⁷。同年12月に基金は126の慈善団体や社会的企業を助成金の対象組織として

選定し、2019年1月から2年間にわたり資金援助を行うことを表明した。

その後も取り組みを進める各種団体への資金援助が行われたが、いずれも基本的に政府と慈善団体や民間団体との共同出資によるパートナーシップと基金の設立を通じてなされた。代表的なものとして2019年には、コミュニティにおける居場所づくりのための基金やIT技術やオンラインのプラットフォームを通じた孤独の解消に向けた取り組みが挙げられる。他にもすでに始まっている取り組みに対し、当初2年間だった支援期間を延長する方針も示し、長期的な支援の基盤づくりを支える様子も見られる（HM Government 2020）。

コロナ禍における孤独への取り組み

最後に昨年来のコロナ禍におけるイギリスでの孤独対策にも簡単に触れておきたい。2020年5月に政府は小・中規模な慈善団体を対象としたコロナウイルス・コミュニティ支援基金（Coronavirus Community Support Fund）を立ち上げ、ローカルな地域レベルで活動しコミュニティのライフラインとなっている小・中規模な慈善団体へ200万ポンドの支援を表明した⁸。さらに休眠口座からも150万ポンドを利用し、経済的に困窮している人びとや若年失業問題に取り組む社会的企業を支援することを明らかにした。コロナ禍では、全国規模で活動する団体よりも、ローカルなコミュニティづくりの担い手となっている慈善団体への支援を重視する姿勢が窺える。

イギリス政府は2020年3月以来、これまで3回にわたる外出制限を実施している。こうした他者との交流が著しく制限される状況に対し、ボリス・ジョンソン首相は同年6月に単身世帯や18歳以下のひとり親世帯は、別の一世帯と同大家族と同様に食事や訪問、宿泊してもよい「サポート・バブル」をつくってよいとした。「サポート・バブル」と認められた二世帯は、外出自粛制限期間中も会うことができる。そうすることで孤独を感じる人を一人でも減らし、社会的なつながりを失う人が減るよう試みている。

福祉国家改革への位置づけ —個人の問題から社会の問題へ

ここまでイギリスにおける孤独対策を概観したが、一連の動きは1990年代以降の福祉国家改革の動きの中でどのように位置づけられるのだろうか。まずイギリスの孤独対策は、政策対象となる孤独を把握する上でエビデンスを最重視した。エビデンスに基づいた政策形成は、1997年に発足したトニー・ブレア労働党政権期に専門家や政府関係者が徹底し、その流れはデイヴィッド・キャメロン保守党・自由民主党連立政権にも引き継がれた。

福祉分野におけるエビデンスの重視や指標化の含意は、個人の主観的な問題を客観化し、社会の問題として取り組む必要性を明示する点にある。政策立案の根拠となるエビデンスを示すことで、なぜその問題に取り組む必要があるのかを説得的に説明し、指標化を通じ個人の問題を社会で取り組むべき目標へ置き換えることが可能となる(阿部・寺田・越前2019: 92-93)。

イギリスの孤独対策では、官民パートナーシップによる基金の創設という形でコミュニティや支援団体への財政支援が広がっている様子が窺えるが、こうした動きはこれ以前の緊縮財政との関係で理解する必要がある。若者の孤独に関してみると、少なく見積もって1100万ポンド近くがユース・センターやNEETになるリスクが高い若者への支援に当てられている(Batsleer and Duggan 2021)。だがその背景には2010年から2017年までの保守党と自由民主党連立政権が実施した緊縮財政下で公的な社会サービスや慈善団体への補助金が大幅に削減されたことがある。むしろこの間に増加した子どもや若者の貧困に対応するためには、追加で20億ポンドが必要だとの試算もある⁹。

1997年のブレア政権以降、イギリスでは社会的排除・包摂の政策課題化がなされてきた。だが有権者レベルでは福祉を権利と義務のトレードオフと捉える福祉契約主義が浸透し、個人の責任を強調する個人主義化が進んだ(阪野2019)。こうした

中で誰もが経験しうる孤独という感情を個人の問題から社会の問題へ位置づけ直すことは、国家と市場と社会の関係を見直し、分断された社会のつながりを立て直す動きとも捉えられよう。だが、これが社会的結束や公正な社会につながるかは検証が待たれる。

おわりに

2021年2月現在、日本においても孤独への取り組みが本格的に模索され始めているが、イギリスの事例からどういった含意が引き出せるのだろうか。エビデンスを重視し、孤独を指標化することは個々人のニーズを政策課題化する上で有効である。だが同時に元々は個人の主観的な感情であり、曖昧な部分を多く含む孤独を数値化することは、数値で捉えることができない要素を切り捨ててしまう可能性がある点は留意が必要だろう。コミュニティの重視は、日本では地域社会での支え合いとして謳われることが多い。だが、これは実情しばしば支出削減のための地域への丸投げと自助の推奨になっている。地域での支え合いがきちんと機能するような仕組みを財政的な支援を含めて設計することが重要となる。

本稿では省庁横断的な取り組みにおける調整のあり方、基金をめぐるガバナンス体制、すでに実施されている取り組みの成果と評価については十分に検討できなかったため、これらは引き続き注視していきたい。■

《注》

- 1 <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021011000192&g=pol> (最終アクセス日2021年2月14日)
- 2 <https://www.nikkei.com/article/DGX-ZQODE115350R10C21A2000000/> (最終アクセス日2021年2月14日)
- 3 家族テスト(Family Test)とは、2014年8月に当時のデイヴィッド・キャメロン首相が政策形成過程に導入した試みである。テストの目的は新しい政策をつくる際に、政策形成者に対し政策形成の各ステージにおいて、その政策が家族関係や家族

の機能に与え得る影響を考慮し、その影響を記録に残すことである (Department for Works and Pensions 2014)。孤独対策においても同様に政策形成者に対し、政策過程におけるイニシアチブが個人やコミュニティに与えるインパクトを考慮することを求めた。

- 4 孤独対策は地方政府に権限委譲された課題の一つであり、この報告書が示す戦略の対象となるのはイングランド地方のみである。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの各地方は、それぞれの地方分権政府が同様の取り組みを実施し、知見を共有することとなっている。
- 5 指標化とその元となった各種調査についての詳細は、阿部・寺田・越前 (2019) を参照されたい。
- 6 ビッグ・ロタリー基金 (Big Lottery Fund) は、2019年1月に国営宝くじコミュニティ基金 (The National Lottery Community Fund) と改称され、国営宝くじ委員会の一事業となった。ただし、この改称は基金の法的な位置付けを変えるものではなく、基金は依然として1993年の国営宝くじ法の元で活動し、法的な名称もビッグ・ロタリー基金のままである <https://www.tnlcommunityfund.org.uk> (最終アクセス日2021年2月14日)。
- 7 <https://www.coopfoundation.org.uk/blog/2-million-to-tackle-youth-loneliness/> (最終アクセス日2021年2月14日)。
- 8 <https://www.gov.uk/government/speeches/oliver-dowdens-statement-on-coronavirus-covid-19-20-may-2020> (最終アクセス日2021年2月15日)。
- 9 <https://local.gov.uk/about/news/500-child-protection-investigations-carried-out-every-single-day> (最終アクセス日2021年2月15日)。

《参考文献》

- 阿部正人・寺田誠・越前聡美 (2019) 「近年のイギリスにおける孤独への取り組み—“指標化”に焦点をあてて—」『福祉社会開発研究』第11号: 91-101。
- 阪野智一 (2019) 「イギリスにおける福祉コンディショナ

リティの展開と影響」『日本労働研究雑誌』第713号: 52-66。

Batsleer, Janet, and James Duggan (2021) *Young and Lonely: The Social Conditions of Loneliness*, Bristol: Policy Press.

Department for Works and Pensions (2014) *The Family Test*.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/368894/family-test-guidance.pdf (最終アクセス日2021年2月14日)。

HM Government (2018) *A connected society: A strategy for tackling loneliness- laying the foundations for change*.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/936725/6.4882_DCMS_Loneliness_Strategy_web_Update_V2.pdf (最終アクセス日2021年2月14日)。

HM Government (2020) *Loneliness Annual Report: The First Year*.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/957928/Loneliness_Annual_Report_-_The_First_Year_V2.pdf (最終アクセス日2021年2月15日)。

Jo Cox Commission on Loneliness (2017) *Jo Cox Loneliness- Combating loneliness one conversation at a time A call to action*.

https://www.ageuk.org.uk/globalassets/age-uk/documents/reports-and-publications/reports-and-briefings/active-communities/rb_dec17_jocox_commission_finalreport.pdf (最終アクセス日2021年2月14日)。

Office for National Statistics (2018) *National Measurement of Loneliness 2018*.

<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulation-andcommunity/wellbeing/compendium/nationalmeasurementofloneliness/2018> (最終アクセス日2021年2月14日)。



社会問題の表現型としての「孤独死(孤立死)」と、ソーシャルワークへの期待

新田 雅子

札幌学院大学准教授

はじめに

2013年3月、勤め先の紀要に「孤独死」に関する論文を寄稿した(新田2013)。当時は確かに、「孤独死」をめぐる言説的飽和状況(=言い尽くし・出尽くし感)があったと思う。しかしながら今日、この問題の眼目は明らかに変化したと感じている。この場を借りて、そのことに向き合ってみたい。

以下ではまず、日本における「孤独死」問題の諸相を整理し、その特徴と課題を提示する。後半は、2012年頃からの問題設定のシフトを経て、実践的課題がより具体的な形で照準されてきたことを取り上げ、あらためて、今後求められる福祉的支援について論じたい。

につた まさこ

立教大学社会学研究科社会学専攻博士後期課程単位取得退学(2003年)。社会学修士。専門は老年社会学。札幌学院大学人文学部人間科学科講師を経て、2011年4月より同准教授。著書に「高齢期の自立と地域」(庄司洋子・菅沼隆・河東田博・河野哲也編『自立と福祉』現代書館(2013年)所収)、「高齢者福祉の実践」(横山登志子編著『社会福祉実践の理論と実際』放送大学教育振興会(2018年)所収)、「「晩年の自由」に向けてのフェミニストソーシャルワーク」(横山登志子・須藤八千代・大嶋栄子編『ジェンダーからソーシャルワークを問う』ヘウレーカ(2020年)所収)など。

「老人問題」としての「孤独死」から、「老後問題」としての「孤独死」へ

「鰥寡孤独」の時代からずっと、高齢期を独りで過ごすことは、寄る辺ないハイリスクな状態として問題とされてきた。「孤独」の説明変数として「孤立」を把握するという手法でその後の社会調査に大きな影響を及ぼしたピーター・タウンゼントの調査も、福祉国家成立期の東ロンドンの「居宅老人」を対象としたものである(タウンゼント1963=1974)。

誰にも看取られることなく死亡し、死後一定期間を経て発見されるという事態、つまり「孤独死」は、どんな時代においても、高齢期の孤独や孤立の極みである。

1973年、全国社会福祉協議会(以下「社協」と略記)は「孤独死老人ゼロ作戦」の一環として、9県1市の協力を得て「孤独死老人追跡調査」を実施している。翌年刊行された報告書(全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会1974:4-6)では、「ひとりぐらし老人や、ねたきり老人が、孤独な生活の果てに、だれにも看取られず、孤独死しているのが、6人に1人の割合で発生」しており、「永年社会に貢献してきた人びとの人生の終末が、自死や焼死であったり、手あつい看護もされずに孤独死であったりという状態は、人間社会に、あつてはならない事件だ」(傍点は筆者による)とし、これをなくす「運動の課題」として、次の6項目を掲げている。(1) 老人医療と看護体制の充実をはかる、(2) 老

人健康診断の充実、(3)日常の健康管理の促進をはかる、(4)生活保障と施設の強化、(5)家庭奉仕員(ホームヘルパー)の増員、(6)地域組織活動のあり方と社協の役割——これらの課題は、その後半世紀かけて積み重ねられる日本の高齢者保健福祉施策を示唆していると言っているが、ここでは特に1つめに触れておきたい。

「孤独死」対策として「老人医療と看護体制の充実」、とりわけ家族の負担を軽減するために「老人の医療費に特別加付をつけ入院しやすいようにする」ことが提案されているのである。この提言通り、当該調査実施年の元旦から開始された「老人医療費支給制度」以降、いわゆる「老人病院」が「文字通り雨後の竹の子のように」(大熊2010:20)各地に林立し、「入院しやすいよう」な体制が作り出された。その良し悪しは別として、高齢者の「孤独死」防止機能を長らく病院が担ってきたという仮説は成り立つだろう。なぜなら2005年の「医療制度改革大綱」以来、急激な高齢者の入院期間短縮化と自己負担分の増加が図られるなかで、われわれは「孤独死」問題の再燃を見ることになるからである。

1970年代の「老人」たちは、家族形成期に第二次大戦の影響を直接受けている世代で、身寄りのない者も多く、また国民皆年金成立時には拠出期間が足りないかすでに受給年齢に達しているため限定的にしか恩恵を受けられないなど、戦後社会保障の枠外に置かれがちであった。つまり当時の「孤独死」対策には、同時代を生きる他者としての「老人」の、見過ごしがたい現状をどうするかという問題意識があったのである。

時代を少し進めよう。国勢調査によれば、1970年の単身世帯数は613万7千世帯。それが45年後の2015年には3倍の1,841万8千世帯、一般世帯の34.5%を占めるまでに増加した。その主たる要因は、総人口の3割に迫る高齢者の単身世帯化(配偶者との死別後も子と同居しない傾向)と、未婚・非婚・離婚等による中年男女(特に男性)の単身者割合の増加である。3軒に1軒、およそ7人に1人がひとり暮らしとなれば、「孤独死」リスクが量的に増大するだけでなく、その解釈も当然多様化

する。

かつて上野千鶴子は「老人問題と老後問題の落差」と題する論考で、花村太郎の発想(花村1980)を援用しながら、「老人」を客体として、つまり厳然たる他者として扱う「老人問題」を超克し、老いという体験がもたらす意味を我が事として捉える「老後問題」の視角を提起した(上野1986:135-6)。そして2000年代の後半、上野に代表される団塊世代の実際の老いと、団塊ジュニアの傾向としての単身化、双方の人生行路に浮上する切実な「老後問題」として、「孤独死」が多くの人に共有されるようになったのである。上野の『おひとりさまの老後』(2007)は、自宅での単独の死という事態はもう防ぎようがない、ならば出来るだけ周到に準備しておこうという前向きな提案を含んでいた。ひとり誰にも看取られずに亡くなる事態やそうした老後のリスク拡大にともなって、それへの事前/事後の対処が注目されるようになってきたのである。「就活」「婚活」に続く「終活」(中澤2011)などというコンセプトも、同一線上にあるといえる。

仮設住宅の「孤独死」、団地の「孤独死」、そして「孤立死」

『広辞苑』に「孤独死」という語が初めて掲載されたのは、2008年の第6版においてである。同年公開された映画『おくりびと』には、これまで映画などではほとんど描かれることのなかった「孤独死」の遺体処理のシーンが挿入され、翌年の『高齢社会白書』には「孤立死」が初めて取り上げられた。このような2000年代後半の「孤独死」の再発見には、前述の論点以外にも、いくつかの事象が作用している。そのひとつは、阪神・淡路大震災後の仮設住宅における「孤独死」の頻発である。仮設診療所の医師として多くの孤独な生と死に向き合い続けた額田勲は、われわれに「孤独死」に関する認識枠組みを提供した(額田1999)。すなわち、それは構造的な問題であり、疾病や障害、失業にともなう貧困、家族関係の崩壊の末の地域からの離脱というかたちで折り重なる社会的排除の結果であって、身近な地域のなかで日常的に起こっている現象かもしれない

という気づきである。

その表れが顕著であったのが各地の老朽化した公営団地だった。千葉県松戸市常盤平団地の住民組織が「まつど孤独死予防センター」という重い看板を掲げたのは2004年のことである。2005年のNHKスペシャル『ひとり団地の一室で』で紹介された常盤平の実態と実践は、「孤独死」問題の再発見をもたらしたもうひとつの要因と言っている(NHKスペシャル取材班・佐々木2007)。

額田(1999)は、比較的生活の安定した高齢者の心不全等による「独居死」と「孤独死」を弁別し、後者を社会的排除の結果と捉える視点を強調した。しかし単身世帯の急増にともない、「自宅での単独の死」という一般的な意味でも使用されるようになった「孤独死」を「あってはならない」とまでは言いにくい現実にも、われわれは直面するようになった。また社会的排除の問題として認識するにしても、対象をかつてのように「高齢」「単身」「低所得」に限ってしまえば、それ以外のニーズが潜在化する可能性もある。このような、多義性あるいは多層性という「孤独死」の基本特性が見えてきたがゆえに、厚生労働省は2007年度に開始した「孤立死防止推進事業」で、人口に膾炙した「孤独死」ではなく、「孤立死」という新語を使用した。これを機に、公的な施策や地域福祉実践の場においては「孤立死」という語が用いられるようになったのである。

「孤独死(孤立死)」対策の論点とその課題

「孤立死防止推進事業」に合わせ、関係省庁共同で「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」が設けられ、翌2008年には厚生労働省老健局が事務局となって報告書が取りまとめられた。また2009年度から2011年度までの3年間、同省社会・援護局が所管する国庫補助事業として実施された「安心生活創造事業」は、全国58市区町村による「悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり」のモデル事業であった。これらを含め、2010年代に入って各地で多数実施された事業及びそれらに関する調査

報告、各種通知が徐々に明らかにしたのは、「孤独死(孤立死)」問題が、「高齢」「単身」に限らない、つまりもはや「老人問題」でも「老後問題」でもなく、現代日本における貧困と排除と孤立そして孤独という社会問題の表現型だということである。

2010年夏の「高齢者所在不明問題」やNHKの「無縁社会」キャンペーン、そして2011年の東日本大震災、さらに2012年初頭に相次いで報道された単身ではない世帯丸ごとの「孤立死」(1/12釧路、1/20札幌、2/20さいたま、2/13・3/7立川)——これらの出来事は上記のような問題設定のシフトに拍車をかけた。

筆者が【表】のようなマトリクスを用いて、社会的な意味での(すなわち別居子による安否確認などといった私的な対処を除く)「孤独死(孤立死)」対策について、実践のための論点整理を行ったのは、ちょうどその頃だった(新田2013)。AからDの4つの次元は、「社会的孤立」と「死」という「孤独死(孤立死)」対策がターゲットとする2つの問題状況と、それらに対する「予防」つまり事前の対応、および事後の「早期発見・早期対応」という、2段階のねらいから成っている。

2000年代末のモデル事業の大半を占めたのが、「孤立」の予防、すなわちAの社会的孤立を防ぐ対策であった。またAを活性化することが、Dの「事後対応」つまり「看取られない死」が起こってしまったとしても早期に発見され、放置されるのを防ぐことにつながると考えられていた。

Bは、「誰にも看取られない死」を可能な限り未然に防ぐための対策であるが、先にも言及したように、単身世帯における突然死等は避けがたいとみなされ、「孤独死(孤立死)」対策の主眼にはなりえないと考えられて、方策としては現在も、人感センサー等のインフラ整備が中心である。しかしながら、亡くなるまでの過程で、もし適切に医療が受けられたならば、死に至らずに済んだかもしれないケースも少なくないはずだ。健康診断や適切な医療機関受診の促し(表中B下線部)は、半世紀前には筆頭に上げられたこの種の問題提起が今日ほとんどなされないというそのこと自体の問題も含め

表 社会的な「孤独死(孤立死)」対策の概要

問題状況 対策のねらい	社会的孤立	(誰にも看取られない) 死
予 防 (事前対応)	A 社会的孤立を防ぐ 【具体例】 訪問・見守り活動、サロン活動、孤独死防止の普及啓発、あいさつ・声かけ、チラシ配布、介護等サービスの安定的利用	B 看取られない死を防ぐ 【具体例】 訪問・見守り活動、介護等サービスの安定的利用、人感センサー等安否確認システム、緊急通報システム、救急医療情報キット、健診の推進、適切な医療機関受診の促し
早期発見 ・早期対応 (事後対応)	C 現に社会的孤立状態に陥っている世帯や個人の把握と対応 【具体例】 <u>課題を抱える個人や家族と、地域や制度をつなぐソーシャルワーク</u>	D 死(遺体)が放置されないようにする 【具体例】 AとBとCの対策および死後の適切な社会的措置

※新田(2013:119)を若干修正

て、再検討すべきである。

もう一つの課題は、Cの部分である。2013年当時、筆者が指摘したのは、地域福祉の最前線では「孤立」を事前に防ぐことと同じかそれ以上に、既に現に社会的孤立状態になっている個人や家族の発見や介入が実践的課題となっているにもかかわらず、「孤独死(孤立死)」対策のねらいの多くがAの「予防」に置かれていることの問題性であった。介護予防事業や社協の「ふれあい・いきいきサロン」のようなプログラムへの参加は、「近所の人や友人など、すでに『つながり』を持っている人たちからの誘いを通してなされる場合が多い」(岩田・黒岩2004:30)。したがってこうした一次予防の取り組みが、「血縁」「地縁」「社縁」から離脱しまったくの「孤立無援(無縁)」で地域に潜在している人たちに対して、有効に機能するとはいいがたい。

松宮朝は、愛知県愛西市での調査結果から、一定数存在する「援助拒否」層については「コミュニティの強化によって防ぐことができ、今後も効果を持つのか疑問も多い」と述べ、「『孤独死』・『孤立死』を回避できる条件としては、近隣関係ではなく、むしろ福祉サービス利用の重要性が浮かび上がってきた」と述べている(松宮2012:23-24)。斉藤雅茂もまた、孤立死を含むセルフ・ネグレクト事例の調査結果から、社会的孤立状態にありサービス利用

拒否が見られる人々に対するアウトリーチを、民生委員などの地域住民に委ねることはあまり適切とは言えないと指摘する(斉藤2018:121)。死に至るほどの孤独や、自暴自棄としか言いようのない姿や言動を前にして、「何よりも住民一人一人が『自分の問題』『自分が住む地域の問題』として孤立死を捉えていく姿勢」(ニッセイ基礎研究所2011:93)を求められても、地域住民は恐れを抱き、互いの反発を招くだけだからである。

今後求められる福祉的支援 —ソーシャルワーカーのアプローチ

2016年7月に厚生労働大臣を本部長として設置された『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部は、その下部組織として「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」を置いた。この検討会の発言録にある豊中市社協の勝部麗子の次のような言葉は、上で述べたような問題に對峙する際の、社会福祉専門職としての姿勢を実感を込めて伝えている(厚生労働省2016:4)。

- 住民の活動があっても、専門職が全ての課題を引き取ってしまうと、住民の我が事にならず、「どうして行政がやらないのか」というクレーム

だけが増えていく、これが、これまでの専門職配置の課題である。

○なぜ、住民が我が事として動くのかと聞かれることが多い。それは、大変な人を見つけたときの専門職の姿を住民が見て支援を学んだり、逆に専門職が生活者の視点を住民に気づかされることがあるからではないか。

「孤独死(孤立死)」のハイリスク・ケースが、高齢者でも障害者でも生活保護受給者でもない制度の狭間にある人たちや、複合化・複雑化した事情と課題を抱えながらも支援の糸口を自ら断つような世帯であることがわかってくると、そうした個人や家族と地域をつなぐ、あるいは制度やサービスをつなぐための関わり、すなわちまさに字義通りソーシャルワークを、誰がどのようにするか、ということに問題が照準化されてきたのである(表中C下線部)。地域力強化検討会の最終とりまとめ(2017年9月)は、社会福祉法の改正(2018年4月施行)につながり、さらに「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」に引き継がれた。その最終とりまとめ(2019年12月)には、先に引用した勝部の言うアプローチが「専門職の伴走型支援と住民相互のつながりによるセーフティネットの強化」などというかたちで明示されている(厚生労働省2019:6)。そしてその直後の、コロナである。

おわりに

未だ日本人の多くが、「福祉の仕事」と言えば「介護(ケアワーク)」で、それ以外は言葉にならない漠然としたイメージしか持たない。しかしここ数年、筆者の身近には、スクールソーシャルワークやコミュニティソーシャルワークの仕事にひかれて大学で学ぶ学生が絶えず居ることも確かである。「控え目にかつ強引に、鷹揚かつ明敏に、地域や市民と当人をつなぎ、医療や介護等のフォーマルな制度と当人をつなぐ」(新田2013:122)ソーシャルワーカーが、この危機的状況下でこれまで以上に存在感を

増すとしたら、今の苦悩にも意味があったといつか思えるかもしれない。将来的に増加することはあっても減少することはないであろう「孤独死(孤立死)」の歯止めの役割を、彼ら彼女らがきつと担ってくれるからである。■

《参考文献》

- 花村太郎(1980)「状況へのまなざし 若い ボーヴォワール」『別冊宝島 18 現代思想のキーワード』JICC 出版、pp80-84.
- 岩田正美・黒岩亮子(2004)「高齢者の『孤立』と『介護予防』事業」『都市問題研究』56巻9号、pp.21-32.
- 厚生労働省(2016)「(別紙1)各委員意見の整理」『地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)中間とりまとめ』(2016年12月26日発表、2021年2月13日最終閲覧)
- 厚生労働省(2019)『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)最終とりまとめ』(2019年12月26日発表、2021年2月13日最終閲覧)
- 松宮朝(2012)「高齢者の『関係性の貧困』と『孤独死』・『孤立死』:愛知県愛西市の事例から」『日本都市社会学会年報』30号、pp.15-28.
- 中澤まゆみ(2011)『おひとりさまの終活』三省堂.
- NHK スペシャル取材班・佐々木とく子(2007)『ひとり誰にも看取られず:激増する孤独死とその防止策』阪急コミュニケーションズ.
- ニッセイ基礎研究所(2011)『セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援の在り方に関する調査研究報告書』.
- 新田雅子(2013)「『孤独死』あるいは『孤立死』に関する福祉社会学的考察:実践のために」『札幌学院大学人文学部紀要』第93号、pp.105-125.
- 額田勲(1999)『孤独死:被災地神戸で考える人間の復興』岩波書店.
- 大熊由紀子(2010)『物語介護保険(上):いのちの尊厳のための70のドラマ』岩波書店.
- 齊藤雅茂(2018)『高齢者の社会的孤立と地域福祉:計量的アプローチによる測定・評価・予防策』明石書店.
- Townsend, P. (1963) *The Family Life of Old People; An Inquiry in East London*. Pelican Books. (= 1974 山室周平訳『居宅老人の生活と親族網:戦後東ロンドンにおける実証的研究』垣内出版).
- 上野千鶴子(1986)「老人問題と老後問題の落差」伊藤光晴・河合隼雄・副田義也・鶴見俊輔・日野原重明編『老いの発見2老いのパラダイム』岩波書店、pp.111-138.
- 上野千鶴子(2007)『おひとりさまの老後』法研.
- 全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会(1974)『孤独死老人追跡調査報告書』.

社会問題としての孤独死と、 政策対応の方向性に関する再考

呉 獨立

早稲田大学社会科学部助教

はじめに

「孤独」と「死」は、いつの時代においても人びとを悩ませるものであったが、今日の我々は「孤独」と「死」が社会的なデキゴトになっている時代を生きている。近代という時代を象徴する自由な「個人」の誕生は、一方では共同体からの個人の解放を意味するものの、他方では近代的な個人に下された孤独の宣告を意味するものでもある。その意味で、孤独に生きること、そして孤独に死ぬことは、近代的な生と死の一つの典型的な姿であるとも言える。そしてそれは、我々が孤独の時代を生きていると同時に、孤独死の時代を生きている、という意味でもある。一人暮らしがますます普通の生き方になっていく今日においては、孤独は一つの「社会構造」のような存在として我々の前に立っている。孤独な生が一つの普遍的な生き方になっていくことは、そのような生き方によって生じる問題において、その分社会的な責任の持ち分も増えていくことを意味する。孤

独死という問題が、社会的な責任のもとで政策的に対応されるべき事態として捉えられることの正当性も、まさにその点に置かれている。

本稿では、日本で孤独死が社会的な問題として位置付けられてきた一連の流れと政策的な対応について概括し、その流れの中で見られる方向性について批判的に検討してみようとする。

社会問題としての孤独死、 及び政策的対応の流れ

日本において「社会問題としての孤独死」の発現は、「孤独死」という言葉がメディアを通じて露呈し始めた1970年代初期まで遡ることができる。しかし、この時期における孤独死は一つの独立した問題として具体化する現象ではなかった。初期の孤独死において「社会問題」としての実在性を与えたのは、1973年の「老人医療費無料化」に至るまでの一連の流れを背景にする、「高齢者問題」というフレームであった。実際に、「孤独死」という表現を用いた最初の報告書が「孤独死老人追跡調査報告書」(1974)¹であったのは、このようなことを象徴的に示唆している。つまり、初期の孤独死問題は「寝たきり高齢者問題」、「独居高齢者問題」といった範疇の中で、その実在性を有する問題であったのである。したがって、この時期の孤独死関連政策もまた、独居高齢者を対象とする政策の中に位置しており、とりわけ高齢者が抱えている「孤

オ ドンリップ

早稲田大学大学院社会科学部研究科博士課程修了。博士(社会科学)。専門分野は、社会学・福祉社会学(孤独死、福祉制度、高齢者福祉、地域福祉、コミュニティ、社会連帯、近代性)。早稲田大学社会科学部助手を経て、2020年4月より同助教。

「孤独感」の問題に関心が集中されていた²。

1970年代以降、高齢者問題の一環としてその存在感が隠れていた孤独死は、1995年の阪神・淡路大震災を契機に再び社会問題としての実在性が与えられるようになる。被災地に建てられた仮設住宅での一連の死に方が「孤独死」という名のもとで語られ、注目を浴びようになり、孤独死をめぐる議論が本格化する。特に重要なことは、災害と仮設住宅という、明確な時間的・空間的要素によって、孤独死が極めて具体的で可視的な対象になった、という点である。即ち、高齢者問題の中で従属的な位置を占めていた孤独死は、「仮設住宅での孤独死」という形で、独立した対象としての実在性を確保するようになったのである。また、被災者が既存の人間関係から断絶された生活を余儀なくされる「仮設住宅」という環境は、「コミュニティの解体」を極めて圧縮的に具現しているものとしてみなされ、そのような認識が「仮設住宅での孤独死」と結びつけられながら「コミュニティの解体＝孤独死」という構図を定着させることになったのも、この時期の重要な特徴である。

一方で、1990年代後半の孤独死関連政策は、相変わらず高齢者政策のフレームから脱してはいなかった。1990年代後半の孤独死政策は、介護保険法の制定との関連の中で、介護予防・生活支援事業の中に位置づけられるようになる。1998年の在宅生活支援事業に基づいて展開された介護予防事業は、要介護高齢者を対象とする各種の支援事業を統合・再編したものであった。「ふれあい・いきいきサロン」は、介護予防事業として展開された孤独死関連政策の代表的な例である。1994年に全国社会福祉協議会によって提案されたこの事業は、1996年からモデル事業を実施し、2000年には「生きがい生活支援通所事業」として高齢者介護予防事業の中に位置づけられる³。そして、この事業は孤立した高齢者とコミュニティとのつながりを構築することによって孤独死の危険から守る、という狙いとともに全国的に拡大されることになる。

阪神・淡路大震災によって建設された仮設住宅が撤去される2000年以降、孤独死が社会問題と

して注目されるのは、2000年代に入ってから浮き彫りになった「団地での孤独死」と、2005年から北九州市で生じた一連の孤独死事件によってである。とりわけ「団地での孤独死」は、「災害」という特殊な状況で行われる「非日常的なデキゴト」という認識から、「日常的」で「普遍的な状況」の中で生じるデキゴトへの、認識の転換を導いていた点で重要な意味を持っていた。つまり、自分の日常的な生活空間で孤独死が発生しているという事実は、孤独死に対する人々の心理的距離を縮小させたのである。仮設住宅で象徴されたコミュニティの解体／「関係」の問題は、被災地といった特殊な状況に限った問題ではなく、いつ・どこでも見られる問題である、という認識が強化された。孤独死という問題は、もはや「仮設住宅での孤独死」のように「XXでの孤独死」「〇〇としての孤独死」ではなく、「孤独死問題」それ自体としての実在性を持つようになったと言える。このような文脈の中で、「孤独死問題」を政策的対象として初めて明示した「孤立死防止推進事業」が厚生労働省によって策定されることになる。

「孤独死」が政策の公式文庫に明示されたのは2000年代初期からであるものの、正式な政策として登場したのは2007年の「孤立死防止推進事業」によってである。この政策の策定のために開かれた、4回にわたる「推進会議」では孤立死予防型コミュニティづくりを提案している。それに関して「推進会議」の最終報告書は、①「孤独」の解消と高感度のコミュニティ・機動的なネットワークを中心に据えるコミュニティづくり戦略を提示するとともに、②「『孤立死』ゼロ作戦と高齢者虐待と認知症対策さらに災害予防対策を一体的に考えること」と、③「『孤立死』防止ネットワークのさまざまなツールや見守りシステムの開発と継続的な運用」を強調している(厚生労働省 2008:12-19)。

「孤立死防止推進事業」の実施は2008年度『高齢社会白書』の中で「健康・福祉」の一分野として言及されており、それ以降の『高齢社会白書』においても持続的に「孤独死」が載せられるようになる。これは国の政策対象として「孤独死」が一つ

の独自の項目を持つようになったと読み取れる部分であるが、同時に、依然として「孤独死」は「高齢者問題」のフレームに縛られていることを見せるものでもある。ただし、「推進会議」報告書で現れたように、「孤立死防止推進事業」は「コミュニティづくり」という側面に強調点を置きながら、「孤独死問題」において「地域福祉」というキーワードを浮き彫りにするものであった。こうした文脈で、2008年以降には「地域福祉活性化事業」(2008年)、「安心生活創造事業」(2009年)、「地域支え合い体制づくり事業」(2011年)などにつながる政策的な流れを見せていた。つまり、孤独死関連政策は「高齢者問題」に加えて「コミュニティ問題」というフレームの中で扱われる傾向を見せている。

以上の流れを踏まえて、ここで注目しようとすることは、孤独死という問題が「関係」の側面を中心にして認識されてきたこと、そしてそれに対する政策対応の主体として「コミュニティ」が強調されていることである。先述したように、1970年代における孤独死は高齢者問題の一環として政策の対象になっていた。この時期の具体的な政策内容においては、「コミュニティ」が明示的には提示されていないものの、高齢者の「孤立感」という面が強調されていた点では、「関係」の問題を中心に捉えていたと言ってよいであろう。1995年の阪神・淡路大震災による状況は、コミュニティを孤独死問題における重要なキーワードとして位置づけた。被災地の仮設住宅で生活する人々はかつてのコミュニティの解体を体験する中で、孤独死の危険に晒されているとみなされた。そのような状況の中で発生する死に、「孤独死」という名前が積極的に付けられる中で、いわゆるコミュニティ問題は孤独死問題における主要な要因として注目された。そして、これは2000年代以降、被災地という特殊な環境を超えて日常的な空間へ拡大する。2007年の「孤立死防止推進事業」は、このような流れが明示的に表出されたものである。先に言及したように、「孤立死防止推進事業」の策定にあたって「推進会議」が提示した提言の中心には「コミュニティづくり」が位置していた。つまり、孤独死問題を解決するために、地域

での社会的関係・人間関係の(再)構築が強く求められており、この「関係」の(再)構築の核を握っているものとして「コミュニティ」が政策の前面に出されている。この「コミュニティ」は「地域福祉」という名前とともに、孤独死関連政策における主要なキーワードになっており、今日に至るまで政策を方向づけるものとして位置している。

孤独死対策における コミュニティ志向についての再考

ひとりで死なざるを得ない事態が問題になることは、裏返して言うならば、その個人がひとりで生きていくことに問題を抱えていることを意味する。孤独死とみなされる数多くの事例を見ると、死んだ人たちのほとんどがこのような生の問題状況の中で生きてきたことが見て取れる。失業または不安定な雇用を転々する中で経済的に無力な状態に陥る。身体的・精神的な健康上の問題を抱えているにもかかわらず、適切な医療へ繋がることができない。そして、そのため家族がつかれない、あるいは離婚などによって家族関係から切り離され、ひとり暮らしを強いられる。孤独死とは、このような生の問題を抱えて生きていく人生の最期に付けられている名前にすぎない。つまり、孤独死とは、生を支えるために必要な機能の不在に関する問題に他ならない。

問題は、そのような機能不在の問題を、コミュニティを志向する政策によって対応できるか、という点である。コミュニティの(再)構築を志向する政策の基本的な考え方は、「コミュニティ(再)構築による機能の回復」という言葉で整理できるであろう。実際に、孤独死に関連するコミュニティ志向政策の内容を見ると、例えば見守りに関する取り組みなどで見られるように、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティ像を、ある程度念頭に置いているように見える部分もあり、その点においては評価すべきであろう。

しかし、それにもかかわらず、ここには根本的な限界が存在する。というのは、そのような機能を保障するコミュニティ自体が、今日には一層構築し難い

コミュニティになっているからである。これは、孤独死に対する模範的な対応として評価されるコミュニティの事例を通じて、逆説的に露呈される。例えば、2000年代の「団地の孤独死」における象徴的な物語として位置している常盤平団地の自治会は、その典型的な例を見せている。中沢卓実という、実にかリスマ溢れる自治会長を中心に取組まれた、いわゆる「孤独死ゼロ作戦」は孤独死問題に関する地域コミュニティの対応における一つの手本としてよく知られている。実際に、常盤平団地の仕組みは2007年の厚生労働省の政策策定において、文字通りに直接的な影響を与えたものであった⁴。一見すると、常盤平団地の事例はコミュニティ中心の政策方向において強い正当性を与えるもののように見える。しかし、よく考えてみると、常盤平団地のような模範的な事例は、あいにく正反対の側面を語っていることが分かる。つまり、常盤平団地の成功物語は、コミュニティに関わる言説の脆弱性を露呈させているのである。常盤平団地による「孤独死ゼロ作戦」の成功は、あくまでも自分の私的プライバシーまでも犠牲しながら行動する強力な人的要素と、家賃裁判・福祉裁判⁵などを経験しながら長い時間を共有してきた構成員による、強い連帯を有していた集団がすでにあつたからこそ可能であった。つまり、常盤平団地のような成功物語は、特殊なコミュニティにおける特殊な物語である。このような特殊な成功は、一般的なケースにおいてはむしろ失敗の要因を浮き彫りにするものである。自治会加入率の減少と自治会役人の高齢化などで象徴される地域コミュニティの現状を考えれば、常盤平団地自治会のようなありようを普遍的なものとして期待するには無理があり、さらに中沢卓実のようなカリスマ的な人物の存在はなおさらである。また、常盤平団地のように特殊な集団体験を有するコミュニティは、決して一般的ではなく、それは特定の政策によって作り出されるものでもない。即ち、このような事例は、コミュニティ(再)構築による機能の回復が、むしろ現時点でどれほど難しいのかを見せているだけである。

もちろん、コミュニティ構築それ自体は不可能で

あるわけではない。ただし、政策的な効果を期待するために求められるコミュニティとは、その性質上近代的というよりは、むしろ前近代的なものに近い性質を前提としやすい、という難点が存在することを見逃してはいけない。近代以降におけるコミュニティという存在は、本質的に「機能」という側面から切り離れて「関係」の領域に限定される傾向を見せてきた。近代性を論じる数多くの社会学的議論は、この「関係」と「機能」の分離という、コミュニティをめぐる近代的な状況を指摘してきた⁶。それらの議論に共通していることは、近代社会において人々はもはや、関係と機能が一致している状態としては経験されない世界を生きるようになったことである。血縁・地縁・社縁などの関係は、単に「関係」にとどまることなく、諸個人にとって安定した生の営みを支える全方位的な支援の担い手であった⁷。つまり、関係(コミュニティ)は社会が(機能)を直接体験できるようにするものであり、その分個人と密着されている存在であった。しかし、近代化の進展に連れて、このような関係はひたすら「関係」としてのみ機能する傾向を見せる(Giddens 1991)。「関係」は決して永続的でも、安定的でもなく、情緒的機能以外には期待できないものとして縮小しているのである。コミュニティ問題と関連してしばしば語られる「無縁社会」という言説の真の意味は、実際に「縁」が消失されたということではなく、「縁」の意味が縮小されることによって生じる「機能」の消失である。言い換えれば、コミュニティの弱化・消失という概念における本質的な問題は、「人間関係の喪失」ではなく、「関係」と「機能」の断絶という、近代的なコミュニティ状況の根底に置かれていると言える。問題の本質が、単に関係の喪失ではなく、機能を保障してきた関係の効力喪失とするならば、コミュニティ再生などに期待される、関係の回復による機能の回復は、もはや今日の社会においてはその根本的な部分で内在的な限界を有していると思われるべきであろう。

人間関係が希薄化し、人と人のつながりが断絶していることが問題である故に、それを回復させると解決できる、という考え方は(たとえ皮相的ではある

ものの)、確かにそれ自体としては意味がある。コミュニティの再生・復活による関係の回復・再構築は、少なくとも孤独死とみなされる死の「発見」においては強みを持っている。そして、「死」に至らないように早期に発見することや死後できるかぎり早いうちに発見することは、孤独死問題において非常に重要な部分であることも事実である。しかし、これは孤独死問題の対応における半分の意味しか持っておらず、厳密に言うならば、死の当事者よりは死の周りの問題に関わるものにすぎない⁸。孤独死とは、死の問題であると同時に生の問題である。死という現象を消したとして生の問題が解決されることではなく、むしろ死を回避したことで生の問題は続ける。

結局、孤独死問題に対応するために、最も重要なことは、基本的な考え方の転換にあるのではなかろうか。孤独死問題の中心を「死」ではなく「生」の問題に置きながら、関係の構築による機能の回復ではなく、関係構築以前の機能回復を重視する政策的な考え方が求められているのではなかろうか。生の問題が保障されるとき、おそらく関係の問題は自然に解決されるかもしれない。

終わりに

今の社会ではひとりで生きていく生き方がますます普遍的な形を取っていく。「関係」が「生」を保障しない社会の中で、個々人が「関係」から背を向けることは、もしかすると自然な帰結かもしれない。それを「解体」と規定し、問題としてとることはできるものの、そのような解体の根底で働いている「個人化」の力は簡単に覆すことのできるものには見えない。もちろん、ひとりで生きていく人びとにもつながりは必要であろう。おそらく、ひとりで生きていくしかないからこそ、人々はさらに他人とのつながりを求めるかもしれない。孤独に堪える能力を問うことは、確かに個人的な問題であって政策の問題ではない。ただし、諸個人が社会の構成員として安定した生を営むことに関する問題は、紛れもなく政策の問題である。孤独死は孤独な「死」の問題ではなく、孤独に死なざるを得ない「生」の問題であり、その

「生」を支える機能は孤独を解決することでは解けない領域に置かれている。

コミュニティ再生に期待する政策的な志向は、それ自体としては確かに有意義な価値を内包するものである。しかし、少なくとも孤独死問題においては、それが「関係」の(再)構築に傾けている限り、幾ら多くの社会的な資源を入れ込んだとしても、そこにはいつも乗りきれない壁だけが待っているかもしれない。■

《注》

- 1 この報告書は、1972年に死亡した65歳以上の独居者(9県1市対象)に関する民生委員の追跡調査結果を報告したものである。
- 2 この時期の代表的な政策としては、「老人福祉電話センター」、「老人福祉相談員制度」などがあげられる(黒岩2008:66)。
- 3 「介護予防生活支援事業」は2003年に「介護予防地域支え合い事業」と名称が変更された。
- 4 2006年8月に常盤平団地自治会と団地地区社会福祉協議会が厚生労働大臣を相手に行った陳情活動は、実際に厚生労働省の「孤立死防止推進事業」における直接的な契機の一つになったのであり、政策策定のために開かれた「推進会議」には、自治会長であった中沢卓実が直接参加し、常盤平団地の取り組みについて報告をするなど、厚生労働省の政策策定において常盤平団地の影響は大きいものであった。常盤平団地における「孤独死ゼロ作戦」の内容については中沢(2008)などに詳しく紹介されている。
- 5 常盤平団地自治会は、1960年代後半から、公団の家賃値上げや共益費値上げに対する反対運動を行われてきた歴史を持っている。1988年から本格的に展開された訴訟は、いわゆる「家賃裁判」と呼ばれるようになり、1992年に自治会の敗訴で終わった。以後、「団地生活権」を主張しながら再び訴訟を提起したが、「福祉裁判」と呼ばれるこの訴訟もまた、1997年に自治会の敗訴で終わることになる。しかし、これらの事件に対する団地の集団的経験は、住民の間に密接な集合意識とネットワークを創り出す原動力になったのである。
- 6 関係と機能の分離といった特徴は、主に「コミュニティ」と「社会」の分離という概念を通じて、社会学の議論の中で具体化した。これと関連して注目になる主要な議論としては、デュルケム(Durkheim 1984)などの古典的な議論とともに、ギデンズ(Giddens 1991)、ザイデルフェルト(1970)などの近代性に関する議論、及びコミュニティについてのデランティ(2012)、パウマン(2008)などがあげられる。

- 7 即ち、情緒的な機能だけでなく、経済的機能、教育などの社会化機能、安全保障の機能及び、今日の「社会保障」という範疇に該当する機能が全てコミュニティと密着していた。
- 8 孤独死がコミュニティの問題として認識されることには、実際にはこのような部分も重要な原因となっている。これは、孤独死を「死」という発現要素に限定して把握しようとする傾向と密接に関連している。

《参考文献》

黒岩亮子 (2008) 「高齢者の『孤立』に対応する福祉政策の変遷」『社会福祉』49: 59-77.

厚生労働省 (2008) 『高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議報告書』厚生労働省.
全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会

(1974) 『孤独死老人追跡調査報告書』全国社会福祉協議会.

デランティ, ジェラード (2012) 『コミュニティーグローバル化と社会理論の変容』NTT出版.

中沢卓実 (2008) 『常盤平発信 孤独死ゼロ作戦—生きかたは選べる』木の泉社.

バウマン, ジグムント (2008) 『コミュニティ』筑摩書房.

Durkheim, Emile (1984) *The Division of Labor in Society*. New York: Free Press.

Giddens, Anthony (1991) *Modernity and Self-identity: Self and Society in the Late Modern Age*. Stanford: Stanford University Press.

Zijderveld, Anton (1970) *The Abstract Society: A Cultural Analysis of Our Time*. Harmondsworth: Penguin Books.



求められる支援のかたち

—ひきこもり当事者・経験者の立場から—

林 恭子

一般社団法人 ひきこもり UX 会議

当事者団体である 「ひきこもり UX 会議」とは

「ひきこもり」という言葉が広く知られるようになり20年以上が経過した。それに伴い困難を抱える人たちに向けてさまざまな支援が講じられてもきた。しかしながら、ひきこもりへの誤解や偏見、先入観に基づいた事件の報道等により、当事者本人たちの生の声や実情とはかけ離れたネガティブなイメージや、ニーズと乖離した支援が定着してしまった20年でもあったと思う。

一般社団法人ひきこもり UX 会議は、不登校、ひきこもり、発達障害、セクシャルマイノリティーの当事者・経験者らで構成される当事者団体である。私たちは自らの経験を元に、さまざまな背景に起因する「生きづらさ」を「Unique eXperience (ユニーク・エクスペリエンス=固有の体験)」と捉え、ひきこもりの体験こそが時に誰かを救い、社会を良くしていくために必要な「財産」であると考え、イベント開催・調査・制作物の発行やメディアを通じ、当事者の声を

発信している。

2014年、ひきこもり UX 会議は当事者のニーズに寄り添った支援が作られて欲しいという思いから活動を開始した。長年、我々当事者は、専門家や有識者等に一方的に分析され語られてきたが、それらは我々の思いや状況と必ずしも合致していたとは言えない。また、これまでのひきこもり支援とは、主に「就労」や「経済的自立」を目指すものであり、それがゴールとされてきた。しかしそれは家族や支援者にとってのゴールではないかと感じていた。

活動する中で出会うひきこもり当事者の中には「生きていいと思えない」と口にする人が少なくない。「自分のような役に立たない人間はいない方がいい」「生きていることが申し訳ない」など、徹底した自己否定と自責の念に囚われながら生きている人に、就労や経済的自立を提案したところで、それは自分事とは感じられず、あまりに遠いゴールである。まずは、あなたはもちろん生きていていいし安心してここに居ていい、と伝えられる場や人が必要であると感じていた。

実態調査から見えてきたこと

ひきこもり UX 会議では2019年、「ひきこもり・生きづらさについての実態調査2019」を実施し、全国のひきこもりや生きづらさの当事者・経験者1,686名から回答を得た。回答者年齢は6歳から85歳、平均年齢は36.3歳。40歳以上が37.3%

はやし きょうこ

福岡県立修猷館高等学校卒業。進学塾、図書館、NPO 法人などを経て、一般社団法人ひきこもり UX 会議で活動。著書に『いまこそ語ろう、それぞれのひきこもり』（共著、日本評論社）など。

で女性の回答者が61.3%だった。

ひきこもり期間の累計は平均8.8年で年代が進むごとに長期化傾向にあること(10代は3年→60代は18年)や、急な病気でも頼れる人がいない人(=「真に孤立した状況」)が25.9%、生活費に困っている人が45.7%だった。また「安楽死を望む」と書いた人が10名以上おり、長期化や高齢化による困窮や孤立から希望を失っている様子や、支援につながれていないなど、待ったなしの状況であることもうかがえる。

さらに、ひきこもっていることが「つらい」と感じている人は6割(61.9%)、自分のことを嫌いだと「常に感じる/時々感じる」と回答した人は88.5%であった。ひきこもりは「甘え」や「怠け」などで見られることも多いが、実際は生きづらさを抱えて、苦しんでいる人が大半であることが伺える。

また、支援の課題についての意見は大変多く、特に支援する側に「ひきこもりをもっと理解してほしい」と強く望む言及が目立った。

就労支援サービスや行政機関からの支援を受けている人のうち、そのサービスに課題を感じる人が約9割(就労支援サービス:87.2%、行政機関によるサービス:88.0%)に上っている。自由記述では「就労がゴールになっている」「40代以上の支援がない」「説教をされる」「理解がない」「話を聞いてもらえない」「たらいまわしにされた」など、なんとか窓口にたどり着いても適切な支援が受けられないといった声が多数寄せられた。

一方で、良かった支援で最も数値が高かったのは「自助会等の当事者団体による支援」で56.9%だった(最も低かったのは「就労支援サービス」で12.8%)。「どのような変化によって生きづらい状況が軽減または改善しましたか」という問いでも、「安心できる居場所が見つかったとき」45.4%が最も高かった(「就職したとき」は16.6%)。

ひきこもり当事者にとって、「居場所」や「当事者会」と呼ばれる場は、再び社会とつながる上での初めの一歩として心理的なハードルが低い。同じような経験をした者同士で集い、語り、共感を得ることで、少しずつ自らを取り戻し、自己肯定感を育む場

となる。

ひきこもり女子会

「当事者会」や「自助会」「居場所(フリースペース)」と言われるものはこれまでもあり、当事者・経験者や民間支援団体、行政機関が運営してきた。しかしそういった場では参加者のほとんどが男性という状況が長年続いている。女性の参加者が少ない理由として、女性当事者の場合、男性が苦手である、怖いと感じる人が少なくないことや、自宅にいても男性ほど問題視されないことから、支援に結び付きにくい側面があると考えられる。また、そもそも女性の参加者が少ないため女性にとって居心地が良いとはいえず、そのうちに来なくなるという悪循環もあった。さらに、内閣府や自治体の実態調査では男性当事者が7~8割という結果が出ることもあり、支援者サイドでも女性のひきこもりは少ない、自分の地域にはいない、と考えてしまう傾向があったと思われる。

2018年に内閣府が実施した実態調査¹では、回答者の76.6%が男性で、女性は23.4%と男性の比率が高いが、UX会議の前述の調査では女性が61.4%と女性の方が多い。2016年に豊中市が実施した「若い世代の生活に関する調査」でも女性が54.2%と半数を超えていた。

また、私自身が高校時代の不登校、20代でのひきこもりを経験した女性当事者であり、これまでも多くの女性当事者たちと出会ってきている。実際には数字よりも多くの女性当事者がいるが、行き場がないのではないかという思いは以前から抱いていた。

2016年6月、東京・表参道の「東京ウィメンズプラザ」で開催された第1回目の「ひきこもりUX女子会」には27名の参加があった。「女子会」は2部制で、第1部はUX会議メンバーによる体験談で女性(性自認女性含む)であれば家族や支援者など誰でも参加可能とした。第2部はひきこもりや生きづらさの当事者・経験者限定とし、「家族関係」「人間関係」「自立について」「メンタルヘルス」「主婦」など

のテーマに分かれて交流をする。初回の様子が新聞に掲載されたこともあり、同年8月に開催した2回目の「女子会」では参加者が82名となった。その後、回を重ねるごとに遠方から飛行機や新幹線を使って参加する人も増え、「うちの地方でもやってほしい」という声が多く寄せられるようになった。

女性のひきこもりが存在すること、その数は決して少なくはなく、彼女たちが安心して参加できる「場」を求めていることを実感したことから、2017年から日本財団の助成を受け「ひきこもりUX女子会全国キャラバン」を開始し、3年間で北海道から沖縄まで計21都市で開催してきた。2017年12月に九州では初となる女子会を福岡市で開催した時には、沖縄県以外の九州全県から75名の参加があり、ニーズの高さや女性たちの置かれている状況の深刻さに圧倒される思いだった。

2021年1月までに開催した女子会は計117回にのぼり、延べ4,000名以上のひきこもりや生きづらさを抱えた女性たちが参加している。参加者の年代は10代～60代までと幅広く（もっとも多いのは30代～40代）、その中の2～3割は実態調査からは除外されている主婦たちであった。

その後、横浜市、練馬区、西東京市、清瀬市、仙台市、広島市、豊中市、大阪府などの自治体や、「一般社団法人くらしサポート・ウィズ」²、京都府宇治市の「NPO法人こころのはな」³などの民間団体との共催・連携もはじまった。連携することで当事者女性たちの地元での開催が可能になることや費用面でのメリットもあり、活動のしやすさに繋がっている。

求められる支援

2018年5～6月にかけて起きた、ひきこもり当事者が関わったとされる2件の殺傷事件を受け、同年6月に私たち当事者団体と家族会は当時の厚生労働大臣と面会する機会を得た。その際、大臣から「安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、ひきこもりの状態にある方やそのご家族の声も聞きながら施策を進めていき

ます。」とのメッセージ⁴が発信された。「安心して過ごせる場所」が必要であり、そのためには「当事者の声を聞く」との言葉は、ひきこもり支援における大きな転換点に成り得ると感じられた。

ひきこもりの支援が始まって20年以上が経過したが、これまでの支援の多くは「就労支援」だった。しかしながら「8050問題（80代の親が50代の子どもの生活を支える問題）」と言われるひきこもりの長期化、高年齢化を見ても、就労支援だけでは解決に至らなかったのではないかと感じている。

多くのひきこもり当事者は孤立し、自分を責め、生きている価値がないと思い詰めている。そのような人にとって既存の支援はハードルが高く、勇気を振り絞って相談窓口に行っても「話を聴いてもらえなかった」「分かってもらえなかった」「説教された」「説得された」等、その勇気をくじかれる経験する人の声を多く聞く。

働けない、自立できない自分を責め、生きている価値がないと激しく苦しんでいる当事者に必要なのは就労支援ではなく、その前の段階の支援ではなかったか。本人たちの声を聞かず、支援構築の場に当事者を入れずにやってきたからではないか。そういった思いが、現在全国各地で起きている当事者活動に繋がっていると考える。

まなざしと姿勢

ひきこもりや不登校の人の支援というと、階段状のものがイメージとして使われることが多い。下から、自宅訪問→家族・当事者相談→居場所→体験を含む中間的就労支援→就労に至る、という図だ。階段の上の「社会で普通にやっている人」たちに、階段の一番下にいる当事者は「上がってきなさい」と言われている。当事者からは支援に対して「上から目線」という言葉がよく出るが、そもそもこの階段状のものがそれを表わしているように感じられる。

また、「支援」というとどうしても「支援する側—される側 (Face to Face)」と向き合ってしまう上下関係ができやすい。互いに向き合うのではなく「横に並び同じ未来を見る (shoulder to shoulder)」ことが望ましい。

「生きていていいと思えない」当事者にとっては、面接の受け方や履歴書の書き方、コミュニケーション能力を高めることが必要なのではなく、「生きていていい」と思え、安心して自分らしくいられる場や関係性が必要なのではないだろうか。粉々になった自己肯定感をわずかでも取り戻したのち、本人が望めば就労支援につながればいいし、ボランティアがいいならボランティアを、人によってはひきこもり続けることが望みかもしれない。まずは「生きていこう」と思えるようになることが先だと考える。

本人が望む未来を一緒に探し、見つめ、うしろからそっと支えるような支援であってほしい。そしてこの時代を「共に生きる」という視点が支援にも求められているのではないだろうか。

家族の対応

家族も当事者にとっては大事な「支援者」となりうる。しかし正直なことを言えば、家族ができることというのは実はとても少ないのではないかと感じている。当事者は暗いトンネルの中を歩き続けているようなもので、そのトンネルは自力で脱出するしかなく、他の誰かに代わってもらうことはできない。家族にできることがあるとすれば、挨拶や声掛けを「普通」にし、家族の一員であることを態度で示すこと。また、まずは親自身が健康で楽しく生きていくことも大切であると思う。当事者からは「親には親の人生を生きて欲しい」という言葉がよく聞かれる。家族が明るく元気でいてくれれば、それは必ず家のなかの空気として当事者に伝わり、必要以上に本人が自分を責めずに済む。自分のために家族が辛い思いをしている、迷惑をかけている、と思うことはさらに当事者を追い詰めるからだ。その上で、当事者を責めたり、問い詰めることなく、できれば本人の好きなことを一緒に楽しめるようになると更に良い循環が生まれるのではないだろうか。

求める支援

支援をするうえでどのような点に工夫、配慮をしたらよいか、いくつか例をあげてみたい。

①窓口の明確化と広報

「どこに相談したら良いかわからない」という声は非常に多い。自治体の窓口で電話をしても、たらい回しにされ結局話を聞いてもらえなかったという声もよく耳にする。相談したいと思った時にすぐに連絡が取れるよう、窓口の一本化と明確化は必要ではないだろうか。

また、情報が市民に届いていないこともよくある。広報やポスター、HP、SNS、パンフレット作成などはもちろん、行政や福祉関連施設だけでなく例えば地元の飲食店やショッピングセンター・レジャー施設など、誰もがいつでも情報を手にできるようなあらゆる種類・場所を通じて広報を積極的に行っていく必要がある。

②当事者団体への支援

ひきこもりUX会議主催でイベント等を開催する場合、公共施設を利用とすることが多いが、無料で借りられる会場はほとんどない。そのため当事者からも「参加費」を取らざるを得ず、通常300円の参加費をお願いしているが、「金額が高い」という声があがる。「女子会」の参加者は9割以上が無職で収入がない。その彼女たちが会場まで交通費をかけ、さらに300円を支払うというのは大きな負担になるのだ。また、私たちを含め、「当事者会」や「居場所」を運営する人たちの多くはボランティアで運営する他なく、活動を継続していく上で、誰がどのように費用を負担していくのかということが大きな課題となっている。

③当事者団体との連携

②への対応として、当事者会と自治体や民間支援団体との連携が広がっていけば、さまざまな地域での開催、費用負担の軽減が期待できる。また、開催時に自治体や民間団体など地域の支援機関の情報を伝えることで、当事者が次のステップに繋がりがやすくなるなどのメリットもある。当事者会の運営には人間関係のトラブルなど困りごととも起きることから、相談できる相手として連携先があることも心強い。

④地域の協力者探し

ひきこもりの人にとって生活に必要でありながら高いハードルになっているものに、美容院と歯医者

がある。外出ができなかったり、美容院で話しかけられるのが怖い、歯医者でじっと座っていることが怖い、などの理由からサービスを受けられず、髪が伸び放題になっていたり虫歯の治療ができない人も少なくない。そのような時に訪問してくれる美容師や歯科医の需要は高いと感じている。

また、短時間から働いてみたいと思っている人を受け入れてくれる、企業や商店を探すなど、地域の協力者を開拓することも重要な支援の一つだと考えている。

⑤マイノリティへの配慮

ひきこもり女性の中には「男性が苦手」「怖い」という人も少なくない。また、ひきこもり当事者には性的マイノリティの人もいて、まずそのことを理解してもらえないとひきこもりの相談ができない、という人もいる。そのため、女性や性的マイノリティの人向けに特化した支援、配慮した支援も必要とされている。さらにひきこもり女子会の参加者の2～3割が主婦であることも記しておきたいと思う。

おわりに

今や「誰もが生きづらい」とも言われ、コロナ禍でひきこもりが増えるだろうという声も頻繁に聞く。「8050問題」は、残念ながら近い将来「9060問題」になることだろう。その時に必要なのは、どう

やって地域で生き延びていくかである。ひきこもりの当事者や家族は、多くの場合その存在を知られたいと思わず、家族ごと孤立している。地域の理解や支えが必須であり、そのためにどうしていけばいいのか、自治体や民間団体、親の会、社会福祉協議会や民生委員、地域の民間企業、商店街など、あらゆる資源が連携し、安心して地域で生きていけるよう、包括的に支えていく仕組みづくりが急がれる。

ひきこもりは100人100様と言われる。それぞれの生き方があり、幸せになる方法がある。ひきこもり支援の「ゴール」とは、当事者が「幸せになること」だと考えている。一人ひとり違う「幸せ」の形を当事者と一緒に思い描き、そこに向かっていく本人を根気強く見守って欲しいと願っている。■

《注》

- 1 内閣府「生活状況に関する調査（平成30年度）」結果より。2018（平成30）年度に内閣府が実施、満40歳から満64歳までの者を対象とするひきこもりの実態調査。
- 2 <https://www.kurashidial.or.jp/>（2021年2月10日閲覧）
- 3 <http://kokorono-hana.com/>（2021年2月10日閲覧）
- 4 「ひきこもりの状態にある方やそのご家族への支援に向けて」（2019年6月26日・厚生労働大臣 根本匠氏）



社会的養護のもとで育つ若者の孤立・孤独と参画

—ライフチャンスの視点から紐解く—

永野 咲

武蔵野大学人間科学部講師

はじめに

コロナ禍があぶり出したものの一つは、この社会がいかにか「健全」な家族を前提に組み立てられているか、ということではないだろうか。

ステイホームが叫ばれ、「家族」以外とのつながりに対してはソーシャル・ディスタンスが求められた。「世帯」ごとに支給された特別定額給付金は、安全なホームがない、また家族と距離をとる若者たちにどのくらい届いたのだろうか。

コロナ禍に限らず、こうした家族単位の社会政策、家族があって「当たり前」であるかのような方策をとる家族依存社会において、家族が機能しないことは何を意味するのだろうか。ここでは、子ども期に家庭での虐待や貧困などによって社会的養護制度¹を必要とし、そのもとで育った若者たちの状況、特に孤立と「孤独」についてライフチャンスの視点

から考えてみたい。

ライフチャンス—オプション (options) とリガチュア (ligatures)

児童福祉法によって規定される社会的養護制度は、保護・措置時点の問題が解決されたり、ニーズが満たされたかどうかにかかわらず、主に年齢要件一つまり、「児童」でなくなる18歳で—制度の対象でなくなってしまう。そのため、「自立」支援が重要とされるものの、18歳以降の支援やその責務について明確な規定がなく、支援体制も十分とはいえない。さらには、社会的養護の措置解除後に若者たちがどのような生活を送っているか、公的なデータもなく、その実際が把握されていない²。

そのなかでも、一部の自治体や研究者による調査から垣間見える状況は、社会的養護のもとで育った若者たちの「ライフチャンス」の格差を示唆するものである。筆者は、この「ライフチャンス」という言葉に、1990年代の英国・社会的養護改革を学ぶ中で出会った。当時の英国では、ブレア政変への交代を機に社会的養護を措置解除となった若者の実態把握調査が行われ、彼らの生活状況が非常に不条理で困難なものであることが白日の元にさらされることとなった。そして、この状況が社会的に許容されないとして、「ライフチャンス」を最大限に保障することを掲げた社会的養護の大改革が行われたのである。

ながの さき

東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科博士後期課程修了。博士（社会福祉学）。日本学術振興会特別研究員（DC2,PD）等を経て、2020年から現職。NPO法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス副理事長。著書に、『社会的養護のもとで育つ若者のライフチャンス—選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて—』明石書店（2017年）。論文では、「社会的養護措置解除後の生活実態とデブリベーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」『社会福祉学』54（4）（2014年）。

この「ライフチャンス」という概念は、そもそもはドイツの政治社会学者ラルフ・ダーレンドルフによって示されたもので、「社会構造によって付与される個人の発展のための可能性」と定義されている (Ralf Dahrendorf 1979=1982)。ダーレンドルフによると、この「ライフチャンス」は、「オプション (options)」と「リガチュア (ligatures)」という二つの要素の関数である。

オプションの格差とデプリベーション

ダーレンドルフが定義するオプションとは、「社会構造で付与している選択の可能性であり、行為の選択肢のこと」 (Ralf Dahrendorf 1992=2001) で、「構造的な『選択』の機会 (檜山 2011 : 107)」を表している。社会的養護のもとで暮らす子どもたち／巣立った若者たちのオプションでは、まず教育機会の格差が指摘される。児童養護施設のもとでの高校進学率は、全中卒者の高校進学率と数%のところまで差が縮まっているものの、高校中退率は 17.2% で、これは社会全体のおよそ 10 倍の高さとなる (永野・有村 2014)。また、大学等進学率は 14.0% (厚生労働省 2020) で、全高卒者の 51.9% との格差が大きい。さらに、社会的養護内でも都道府県ごとの格差が示されており、措置先によって大学等進学の可能性が左右される状況がある。さらに、措置解除となった若者の生活保護受給率は、同年代の約 18 倍以上となっており、顕著な経済状況の格差も示されている (永野・有村 2014)。こうした状況は、本来あるべきオプションを剥奪されたデプリベーションの状況と呼べる。

コロナ禍においても、社会的養護のもとで育った若者たちに生じた影響は甚大だった。当事者の参画を推進する NPO 法人インターナショナル・フォスターケア・アライアンス (IFCA) と共同で実施したアンケート調査³では、社会的養護のもとでの生活経験のある回答者 425 名のうち、経済状況の見通しについて 22.6% が「現在、お金に困っている」、10.4% が「1ヶ月以内にはお金がなくなりそう」と答えており、合わせて 3 割を超える若者たちが 1ヶ月

以内に経済的に困窮する可能性を訴えている。また、8.0% が生活保護を受給中または申請中・予定、37.8% が必要な医療、精神的ケア・カウンセリング、薬の入手ができなくなり困っていると回答している。もともとギリギリの状態では生活していた若者たちに想定外の危機が生じれば、一気に生活が困窮してしまうのである。

リガチュアの脆弱性と「孤立」

こうした重大な危機に直面しても、社会的養護のもとで育った若者たちが原家族や元の養育者を頼ることは難しい。同調査では 27.8% が「自分だけでどうにかしている、または、ほとんど自分だけでどうにかしている」ことがわかっている。自由記述には、「頼れる親族が少ないことを再確認し、孤立感を抱いた」「困っても生活費や食料を援助してくれるような身内もいない」と寄せられている。

こうしたつながりの状況は、ライフチャンスにおけるリガチュアの側面から捉えることができる。ダーレンドルフは、リガチュアを「帰属」「人を支え、導くもの」「深い文化的な絆」と説明する (Ralf Dahrendorf 1992=2001)。ライフチャンス概念の特徴でもある「リガチュア」という語は、元来、手術の際に傷口を縫い合わせる結紮糸のことを指す語で、ダーレンドルフは、これまで使われている「つながり」や「帰属」とは違う意味であることをはっきりさせるために、あえてこの馴染みのない言葉を用いている。このリガチュアが、社会の中での個人の「位置」を定め、人びとの行動の基盤をつくり、選択に意味を付与する。また、リガチュアは、その質によってライフチャンスを高めることもあれば、制限するよう働くこともある。たとえば、安定的なつながりや結びつきはライフチャンスを高める。一方で、行動を制限する束縛のようなつながりやスティグマを感じる関係性であれば、リガチュアが「足枷」となりライフチャンスを制約することもある。また、リガチュアがまったくなければ、宙に浮いたような根なし草のように、自分がどこに属するのか、どこへ進めば良いのか分からず、意味をもった選択を不可能にするのである。

社会的養護のもとで育つ若者のリガチュアを考えると、保護前の家族のリガチュアは、足枷的な状態や欠如した状態にあり、保護後も家族の課題や葛藤が継続したままの可能性もある。保護後の社会的養護のもとでは、家族のリガチュアから(一時的には)分断され、社会的養護のもとでの新たなリガチュア(里親や施設職員とのつながり)によって家族のリガチュアを補完・代替する役割をもつと考えられる。しかし、社会的養護のもとでも、養育者の頻繁な交代などがあれば、十分なりガチュアを築くことは難しい。措置解除となったあとには、家族とのつながりだけでなく、社会的養護のもとでのリガチュアも途絶えやすく、児童養護施設を対象とした調査では、退所後の3年間で約3割の退所者が施設と連絡の取れない状況であることが明らかとなっている(永野・有村2014)。そもそも、社会的養護を必要とした若者たち(とその家族)は、措置以前からすでに社会で孤立していることが多く、措置解除後にも社会的養護を必要としたことで社会からの差別・偏見にさらされることもある。社会的養護のもとを巣立った若者たちの、家族から・ケアから・社会からの孤立・周縁化が指摘される。

つながりの中で生きる

自分を応援する観客が1人もいない「かけっこ」で、走っているような気持ち

自分が努力して成し遂げても喜ぶ人はいないし、失敗しても悲しむ人がいない

「壁」にぶつかった時に、後ろを振り返ったら、誰もいなかった

これまで社会的養護のもとで育った若者たちと出会う中で、こうした切実な声を聴いてきた。社会的養護のもとでは、多くの子ども／若者たちが養育者の変更を経験する。また、子ども・若者が社会的養護のもとで出会うおとなは専門職であることが多く、それは、業務や任期によって関係性が途切れることを意味する。安定したおとなとの関係性(リガチュア)を築くことの難しさは、米国でも同様に指摘

されてきた。彼らが必要としたのは「生涯を通じた」「親族のような」つながりであり、それを得ることを助けるツールとして、全米規模で活動する当事者団体FosterClubが2007年にパーマネンシー・パクト(Permanency Pact)を作成した(IFCA2019)。これは、社会的養護のもとで育った若者と若者自らが選んだ信頼できるおとな「サポーター・アダルト」が、相互にサポートの意思を確認し「パクト(約束)」を結ぶもので、この関係性のファシリテートを、児童相談所のソーシャルワーカーや年長の当事者が行う。互いに「人と人」としてのかかわりを表明するもので、社会的養護のもとで育った若者に往々にして欠如しがちな、信頼できるひとりのおとなと「生涯を通じた」「親族のような」つながりをもたらすことを助ける。こうしたリレーショナル・パーマネンシー(持続性のある関係性)が、その後の人生の安定性に大きな影響を与えるという研究も示されており、公的なサポートと同時に、「人と人」のつながりをどのようにつくっていくかが求められるだろう。

「生の不安定さ」と「孤独」

ここまで、社会的養護を必要とする子ども／若者のライフチャンスを、オプションとリガチュアの面から整理してきたが、この2つでは捉えきれないものがあることに気づく。それは、「アイデンティティの根幹にある『生まれ』と『生きる』ことの揺らぎ」である「生の不安定さ」である(永野2017)。

社会的養護のもとで暮らす子どもたち／暮らした若者たちは、自分の「生まれ」や「生いたち」、保護・措置された理由について、はっきりと知らされていないことも多く、「自分が何者か」というアイデンティティが大きく揺るがされることがある。さらには、境遇やルーツが突然開示されることによって、自身の「人生」や「育ち」が混乱することもある。加えて、自身の「生命」や存在を身近なおとなたちから否定された経験があれば、「自分を大切にすること」は実感しづらくなる。

誰かとともに(孤独でない状況で)「生きる」には、「自分」の存在価値やアイデンティティが揺らぎ

れていたり、自らの経験を秘匿しなければならないものと感じていけば、他者や社会とリガチュアを築いていくことが難しくなり、このことが「孤独」につながっていく可能性もある。しばしば若者たちから語られる「生きづらさ」の根源をたどっていくと、こうした「生の不安定さ」にたどり着くようにも思われる。そして、この「生の不安定さ」やそのことから生じる孤独は、時として保護によって保障された生存のチャンスを再び危機に陥れてしまうほどのものである。

「自分の人生」と「社会」への参画

だからこそ、「生の不安定さ」に対して、自身の「生」について知ること—生い立ちや家族との関係を整理していくこと、自責の感情を修正しながら過去との連続性を取り戻していくこと、ただ事実を伝えられるだけでなく、保護者に代わる養育者に大切に育てられてきたと実感できること、「あなた自身がとても大切な存在である」と伝えられること—やそのための支援が重要であり、こうした取り組みが「生きること」そのものをつないでいく。

さらに、社会的養護のもとで暮らしてきた子ども／若者の多くは、自分の人生でありながら、保護や措置といった重要な事項を周囲の大人たち（社会）に次々と決められ、翻弄されてきたともいえる。その一方で、主に年齢要件によって措置が解除されれば、その途端に同年代よりも早期の自己決定・自己責任が求められるのである。このギャップが大きく、自分の人生に参画することが（そもそも自分の人生は自分のものなので、参画するというのはおかしい表現なのだが）、難しい。ケアやプランの決定に子ども本人が加わり、意見が表明できる対話の場を保障していく必要がある。

また、制度策定の場合への参画も始まろうとしている。アメリカでは、後に全米の当事者参画のモデルとなるCalifornia Youth Connection (CYC) が1988年に活動を開始し、組織的・戦略的な政策提言を続けている。CYCは議会に対し直接ユースの声を届けることで、30年間で20の法律・制度を変えてきた（クーザ2019）。こうした当事者によ

るユース・アドボカシーが制度を変え、オプションを底上げしているのである。日本でも2000年頃から当事者の参画を目指す団体が活動を始め、2010年頃からの潮流は社会的養護における当事者参画の新たな流れを感じさせるものである（永野2020）。

子ども・若者が、孤立し孤独を感じる社会ではなく、「参画」する社会へ。そのためにまずできることは、子ども・若者の意見を、声を、聴くことである。「私たちのことを、私たち抜きで決めないで (Nothing about us, without us.)」。まずは、これまで奪われてきた彼らの「声」を、「人生のコントロール権」を、彼らの手の中に戻さなければならない。■

《注》

- 1 保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う制度。
- 2 2020年度には、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業によって、社会的養護を措置解除となった若者たちへの全国調査が実施予定である。
- 3 コロナ禍における生活状況を把握し、必要な支援・制度政策の提言を行うことを目的に、過去に社会的養護を経験したことのある16歳以上40歳未満の方を対象としたwebアンケート調査を実施した。調査期間は2020年5月25日から6月14日とし、回答者には謝礼品（電子ギフトカード）を送付した。調武蔵野大学人間科学部研究倫理審査の承認の上実施している（申請者：永野咲 承認番号：2020-2）。調査報告書は（<https://www.ifca-projectc.org/> 調査概要）から入手可能。

《引用文献》

- アイデ・クーザ（2019）「当事者参画に力をそぐ」『子どもの虐待とネグレクト』21（1）。
- Dahrendorf, Ralf (1979) Lebenschancen. Anläufe zur sozialen und politischen Theorie, Suhrkamp, Frankfurt a.M. (= 1982, 吉田博司・田中康夫・加藤秀治郎訳『ライフ・チャンス—「新しい自由主義」の政治社会学—』創世記)。
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（2020）「社会的養育の推進に向けて（令和2年10月）」。
- Dahrendorf, Ralf (1992) Der moderne soziale Konflikt : Essay zur Politik der Freiheit, Deutsche Verlags-Anstalt; Stuttgart) =2001, 加藤秀治郎・

檜山雅人訳『現代の社会紛争』世界思想社.) .
 檜山雅人 (2011) 『自由とライフチャンス—ダーレンドルフの政治・社会理論—』一藝社.
 International Foster Care Alliance (2019) 『ユースとサポーター・アダルトの生涯をつうじた、家族のよくなつながら パーマネンシー・パクト—児童養護施設や里親家庭で育つ若者たちのパーマネンシーを築くためのツール』.
 永野咲・有村大士 (2014) 「社会的養護措置解除後の生活実態とデプリーション—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」『社会福祉学』54 (4) .
 永野咲 (2017) 『社会的養護のもとで育つ若者のライ

フチャンス—選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて—』明石書店.
 永野咲 (2020) 「社会的養護を必要とする子ども・若者の参画とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』46 (3) .

本稿に含まれる研究の実施にあたっては、JSPS 科研費 20K13775 「日本におけるケアリーバー調査のシステム構築と制度との循環(永野咲)」の助成を受けている。

